

## 吉賀町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、本町の区域内に設置される太陽光発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全その他の町民の安全及び安心を確保するために、事業者が配慮すべき事項を示すことにより、太陽光発電設備の設置に係る法令上の規制が適用されない場合であっても、地域住民への説明会による周知など、事業者による自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的とする。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するための設備（土地に自立して設置するものに限る。）及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（これに附帯する樹木の伐採、盛土、切土等の造成を含む。）をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を実施し、又は実施しようとする個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行うための一団の土地（一体として使用されていると認められる土地を含む。）をいう。

### (対象)

第3条 このガイドラインは、事業区域内の太陽光発電設備の出力の合計が50キロワット以上の太陽光発電設備設置事業を対象とする。

### (町の責務)

第4条 町は、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令等及びこのガイドラインを遵守し、災害の防止、環境及び景観の保全その他の町民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電設備設置事業に関する事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、事故等が発生した場合は、直ちに対処できるよう十分な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電設備設置事業に関して地域住民から苦情等があったときは、地域住民の理解を得られるよう、これに対応するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、太陽光発電設備設置事業を廃止し、太陽光発電設備が不要となったときは、事業区域の原状回復に努めなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに事前協議申出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、町長と協議するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 地域住民等説明会報告書(様式第3号)
- (3) 太陽光発電設備設置事業の実施に当たり法令等による許認可等を受けているときは、その許可書等の写し
- (4) 別表1に定める図書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定により町長と協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ事前協議変更申出書(様式第4号)に前項各号に掲げる書類のうち変更の内容を明らかにするものを添えて町長に提出し、町長と協議するものとする。

3 町長は、前2項の事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書(様式第5号)により、当該事業者に通知するものとする。

(説明会の開催)

第7条 事業者は、前条第1項の規定による事前協議申出書の提出をする前に、事業計画その他太陽光発電設備設置事業の実施に係る事項について、当該事業区域の地域住民(町長が別表2に定める範囲に限る。以下この条において同じ。)に対し説明会を開催するものとする。

2 事業者は、前条第2項の規定による事前協議変更申出書の提出をする前に、協議した内容の変更に係る事項について、地域住民に対し説明会を開催するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更に当たっては、この限りでない。

- (1) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (2) 事業区域の面積の縮小
- (3) その他町長が認める軽微な変更

3 事業者は、前2項の説明会において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意をもって対応し、地域住民との合意形成に努めなければならない。

(標識の設置)

第8条 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(資源エネルギー庁)に基づき、事業計画の内容を記載した標識を掲示するものとする。

(太陽光発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域等)

第9条 事業者は、次に掲げる区域等において太陽光発電設備設置事業を計画するときは、関係法令等を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林及び地域森林計画の対象とな

っている民有地

- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）又は吉賀町文化財保護条例（平成17年吉賀町条例第99号）に基づく指定を受けた文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地  
（太陽光発電設備設置事業の実施に当たり配慮すべき事項等）

第10条 事業者は、災害の防止、環境及び景観の保全その他町民の安全及び安心を確保するため、太陽光発電設備設置事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮するものとする。

(1) 防災及び安全に係る次の事項

- ア 盛土及び切土面の保護 擁壁、石張り、吹付、法<sup>のりわく</sup>、法面<sup>のりめん</sup>排水等により、法面の保護対策を講ずること。
- イ 崖地対策 崖地の近隣に太陽光発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿いの排水その他の崖地の崩落対策を講ずること。
- ウ 湧水対策 湧水がある場合は、地下排水管の設置その他の適切な措置を講ずること。
- エ 軟弱地盤対策 地盤に係る調査を行い、地盤改良の実施その他の適切な措置を講ずること。
- オ 土砂崩れ対策 土砂災害が発生するおそれのある地域に太陽光発電設備を設置する場合は、擁壁の設置その他の適切な措置を講ずること。
- カ 雨水排水対策 降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、排水路の改修、調整池の設置その他の適切な措置を講ずること。
- キ 工事の施工に係る安全の確保 工事車両の通行及び工事の施工に当たっては、安全を十分に確保し、本町又は地域住民から安全の確保に係る要請があったときは、これに誠意をもって対応するほか、工事中の土砂の流出及び粉じんの飛散に対する対策として、必要に応じて排水処理施設、防じんネットの設置その他の適切な措置を講ずること。

(2) 生活環境への配慮に係る次の事項

- ア 騒音対策 工事車両の通行その他の工事の施工に伴う騒音又は振動について本町又は地域住民から要請があったときは、適切な対策を講ずること。
- イ 除草対策 除草剤等を散布する場合は、事前に散布の日時等を地域住民に周知す

るとともに、飛散を防止するための適切な措置を講ずること。

ウ 緩衝帯の設置 太陽光発電設備による騒音及び振動の影響を緩和するため、緑地その他の緩衝帯を設けること。

エ 太陽光パネルの反射光対策 事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて低反射パネルの採用、太陽光パネルの傾きを調整する等の対策を講ずること。

(3) 景観への配慮に係る次の事項

ア フェンス、植栽等による対策 景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンス、植栽等による対策を講ずること。

イ 太陽光パネルの色彩等の対策 太陽光パネルは、周囲と調和した、できる限り目立たない色彩とすること。

ウ 山並み、眺望等に係る対策 尾根線上、丘陵地又は高台に太陽光発電設備を設置する場合は、周辺の景観と調和するように配慮すること。

2 事業者は、太陽光発電設備の設置工事期間中は、当該工事現場の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示するものとする。

(太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理等)

第11条 事業者は、次に定めるところにより、太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理をし、災害、機器の故障等が発生した場合の適切な対処をするものとする。

(1) 太陽光発電設備及び事業区域の適切な維持管理は、次に定めるところによる。

ア 太陽光発電設備及び事業区域については、定期的に保守点検を行うものとし、機器の故障その他の問題が発生したときは、直ちに対処し、適切な維持管理に努めること

イ 第三者が事業区域内に侵入しないようにフェンス、植栽等による対策を講ずること。

ウ 太陽光発電設備の破損、騒音の発生、雨水の流出その他の周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときは、適切な対策を直ちに講ずること。

(2) 落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、直ちに現地を確認し、機器等の異常又は太陽光発電設備に起因すると認められる異常が発見されたときは、適切な対策を直ちに講ずること。

(3) 太陽光発電設備設置事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、及び廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)並びに太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)に基づき適正に処理すること。

附 則

1 このガイドラインは、令和2年1月1日から施行し、令和2年4月1日以降に工事に着手する太陽光発電設備設置事業から適用する。

- 2 令和2年3月31日において現に工事に着手している、又は既に工事を完了している太陽光発電設備設置事業についても、このガイドラインの趣旨を踏まえ、第5条及び第8条から第11条までに掲げる事項の遵守に努めるものとする。
- 3 事業区域内の太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備設置事業についても、このガイドラインの趣旨を踏まえ、第5条及び第8条から第11条までに掲げる事項の遵守に努めるものとする。

別表 1 (第 6 条関係)

図書の種類	縮尺	備考
(1)位置図	2, 500分の1程度	
(2)現況図	2, 500分の1以上	地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の状況を記入すること。
(3)土地利用計画図	1, 000分の1以上	・地形、事業区域及び道路名称を記入 ・太陽光発電設備、排水施設、植栽、柵等の計画を記入すること。
(4)土地造成計画平面図	1, 000分の1以上	
(5)土地造成計画断面図 (縦断面図、横断面図)	1, 000分の1以上	
(6)排水施設計画図	1, 000分の1以上	事業区域内及び放流先までの排水施設、経路、排水施設の構造等を記入すること (土地利用計画図で記入している場合は、不要)。

別表2（第7条関係）

説明会の対象となる地域住民	備考
(1) 事業区域の敷地境界から概ね100メートルの範囲の敷地内にある建築物の所有者及び当該建築物の居住者	事業所、店舗等を含む
(2) 事業区域に隣接する土地の所有者	
(3) 事業区域の敷地境界から概ね100メートルの範囲の地区の自治会長その他の地区を代表する者	